

医政発 0428 第 4 号
令和 5 年 4 月 28 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

今般、医療をとりまく環境の変化を踏まえ、医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直しを行うため、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 73 号。以下「令和 5 年改正省令」という。）により、下記 1 のとおり、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）の一部を改正することとしました。

また、平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 182 号。以下「令和 5 年改正医療情報告示」という。）により、下記 2 のとおり、医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成 19 年厚生労働省告示第 53 号。以下「医療情報告示」という。）の一部を改正することとしました。

また、上記改正に基づき、下記 3 のとおり、関連の事務連絡についても一部を改正することとしました。

令和 5 年改正省令及び令和 5 年改正医療情報告示については、4 月 28 日公布及び告示され、同年 5 月 1 日から施行及び適用されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 令和5年改正省令の概要

- 医療機能情報提供制度に係る報告事項について、以下のとおり見直しを行う。
- 「提供サービスや医療連携体制に関する事項」（則別表第1第2の項）について、「診療内容、提供保健・医療・介護サービス」に係る報告事項として、「電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無」及び「電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否」（病院、診療所及び歯科診療所の報告事項）を追加する。
- 「医療の実績、結果等に関する事項」（則別表第1第3の項）について、「医療の実績、結果等に関する事項」に係る報告事項として、「医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無」（病院、診療所、歯科診療所及び助産所の報告事項）、「医療安全における医療機関の連携による評価の実施の有無」（病院の報告事項）、「医療安全についての相談窓口の設置の有無」及び「医療安全管理者の配置の有無」（診療所、歯科診療所及び助産所の報告事項）を追加する。

2 令和5年改正医療情報告示の概要

- 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるものの改正（医療情報告示第11条関係）
 - ・ 則別表第1第2の項第1号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)において、病院、診療所及び歯科診療所における、対応することができる疾患又は治療の内容を報告することとされている。対応することができる疾患又は治療の内容として報告するものについては、厚生労働大臣が定めることとされており、当該疾患又は治療の内容については医療情報告示第11条第1号から第26号において規定している。このうち、第26号イからニにおいて、第1号から第25号に含まれない「その他」の報告事項を規定しているところ、一般不妊治療をホとして、生殖補助医療をヘとして追加することとする。
- 人員配置について報告することとされる、医療従事者の職種として厚生労働大臣が定めるものの改正（医療情報告示第18条関係）
 - ・ 則別表第1第3の項第1号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)において、病院、診療所、歯科診療所及び助産所における、人員配置を報告することとされている。人員配置について報告することとされる医療従事者の職種については、厚生労働大臣が定めること

とされており、当該医療従事者の職種については医療情報告示第 18 条において規定しているところ、管理栄養士及び栄養士を追加することとする。

○ 認定の有無について報告することとされる、医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものの改正（第 20 条関係）

- ・ 則別表第 1 第 3 の項第 1 号イ(14)において、病院における、医療の評価機関による認定の有無を報告することとされている。医療の評価機関については厚生労働大臣が定めることとされており、当該医療の評価機関については医療情報告示第 20 条第 1 号及び第 2 号において規定しているところ、一般財団法人日本品質保証機構を第 3 号として追加することとする。

3 関連事務連絡の改正

○ 病院又は診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の見直しについて

- ・ 1 及び 2 に関連して、別添 3 のとおり、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の本編資料、別表 1 及び別表 2 を改正する。

（添付資料）

- ・（別添 1）医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 73 号）【官報】
- ・（別添 2）平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 182 号）【官報】
- ・（別添 3）医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）関係資料

4 今後の医療機能情報提供制度の運用について

○ 今般の改正とは別途、医療機能情報提供制度については、令和 6 年度より、全国統一的な検索・情報提供システムの利用を開始する予定であるが、詳細については追って周知する。

以上